



夫婦会員制度 導入のお知らせ



夫婦会員制度とは？

夫婦で入会（更新）される場合、通常年会費1名分が免除になります。

例) ① 共に現会員の場合

次年度の会費から、1名分免除になります。

② 配偶者が新たに入会した場合

現会員 年会費 2,500円

新入会員 年会費 免除

③ 共に新規入会した場合

年会費1名分が、免除になります。

この制度をご利用される方は、裏面の「夫婦会員会費免除申請書」をご記入の上、センター事務局へお持ちください。

現在夫婦で入会されていない方は、ぜひ配偶者の方の入会をおすすめ下さい。ただし、夫婦会員として免除を受けていた方のうち、いずれか一方の配偶者が会員の資格を喪失した場合には、その次年度以降の会費は免除しません。

【お問い合わせ先】

公益社団法人 館林市シルバー人材センター

〒374-0029 館林市仲町14-1 館林市保健福祉センター内

TEL 0276-72-1321 Fax 0276-72-1322

E-mail/tatebayashi@sjc.ne.jp

URL/https://webc.sjc.ne.jp/tatebayashi/

